

泊発電所 3 号炉 重大事故等対策の有効性評価

「想定事故 1」

「想定事故 2」

(審査会合における指摘事項回答)

令和 5 年 4 月 18 日
北海道電力株式会社

本資料中の[〇〇]は、当該記載の抜粋元として、
まとめ資料のページ番号を示している。

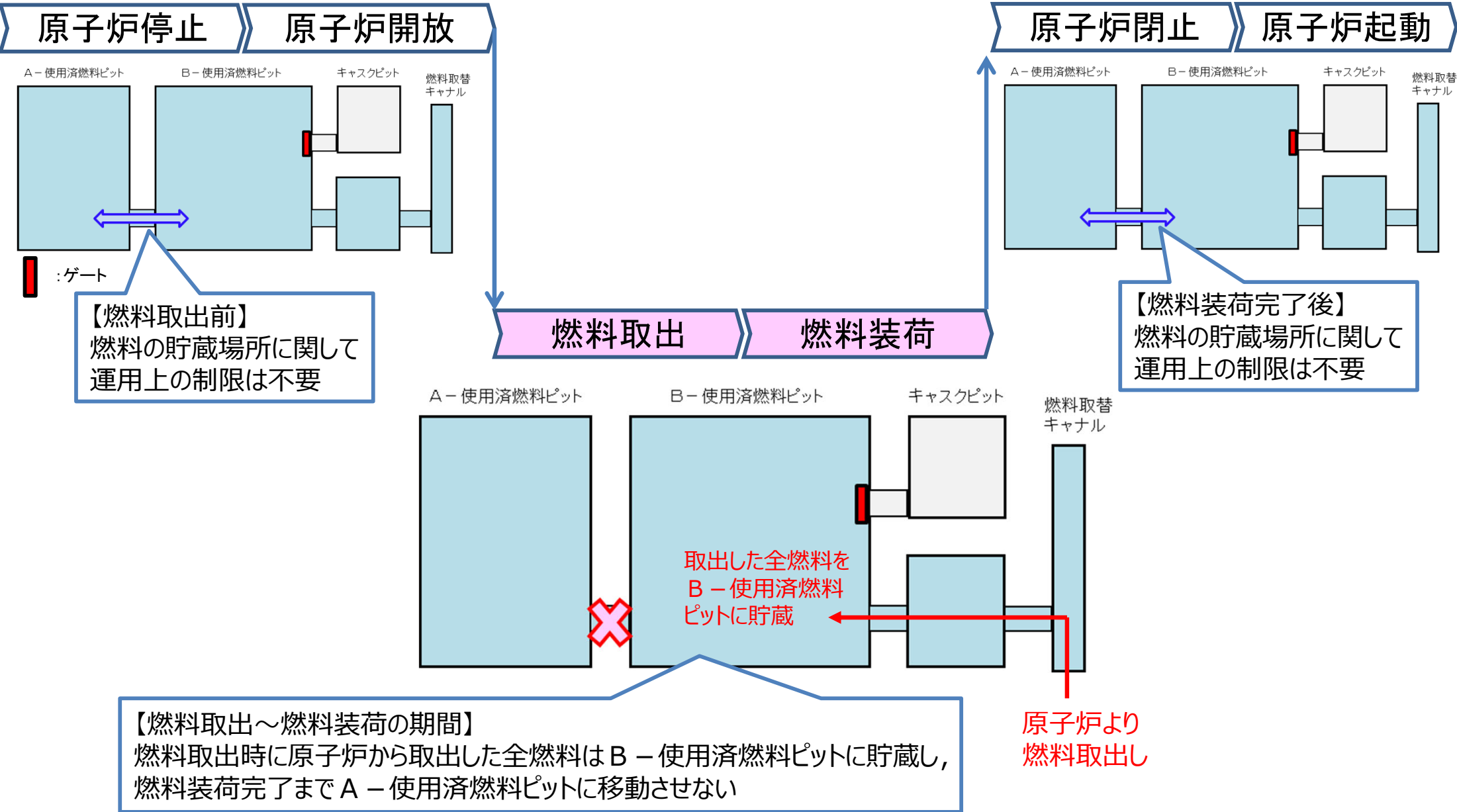
【指摘事項】(第1118回審査会合(令和5年2月28日)「想定事故1、2」) 230228-5

100℃到達までの評価をA－使用済燃料ピットからB－使用済燃料ピットに変更することに関して、原子炉から取り出した直後の崩壊熱の高い燃料をA－使用済燃料ピットに貯蔵することは技術的には可能であり、泊3号炉の場合、沸騰開始時間も早いため、有効性評価上の条件としている貯蔵場所を保安規定で担保することの必要性を検討し説明すること。

【回答】

有効性評価の条件を担保するため、『燃料取出時に原子炉から取出した全燃料はB－使用済燃料ピットに貯蔵し、燃料装荷完了までA－使用済燃料ピットに移動させない』旨を保安規定の下部規定に定める。

- 燃料取出においては、作業効率の観点から、原子炉に近いB－使用済燃料ピットに再装荷する燃料を貯蔵しており、想定事故においてもこの運用を考慮してB－使用済燃料ピットに原子炉から取り出した直後の崩壊熱の高い燃料(原子炉停止から7.5日後)を敷き詰めた評価している。
- 一方、作業効率の観点でデメリットがあることから実運用としては実施しないものの、原子炉から取り出した直後の崩壊熱の高い燃料を原子炉から遠いA－使用済燃料ピットに貯蔵することは技術的には可能であることから、想定事故で評価したB－使用済燃料ピットにおける沸騰開始時間(想定事故1は約6.6時間、想定事故2は約5.8時間)をA－使用済燃料ピットの沸騰開始時間が上回らないことを担保する必要がある。
- したがって、『燃料取出時に原子炉から取出した全燃料はB－使用済燃料ピットに貯蔵し、燃料装荷完了までA－使用済燃料ピットに移動させない』旨を保安規定の下部規定に定める。
- なお、燃料が炉心に装荷されている期間においてはA－使用済燃料ピットに崩壊熱の高い燃料(原子炉停止から30日後)を敷き詰めた評価を実施し、上記の時間を満足していることから、運用上の制限は不要である。



【指摘事項】(第1118回審査会合(令和5年2月28日)「想定事故1、2」) 230228-6

想定事故1では注水準備完了が5.7時間に対して100℃到達が6.6時間、想定事故2では注水準備完了が5.7時間に対して100℃到達が5.8時間となっている。柏崎刈羽6、7号炉の適合性審査において得られた技術的知見を踏まえ、沸騰状態となる前に注水準備を完了する方針としているが、余裕時間が少ないため、地震起因のスロッシング等を踏まえても注水準備完了時間が妥当なものであるかどうかを検討し説明すること。

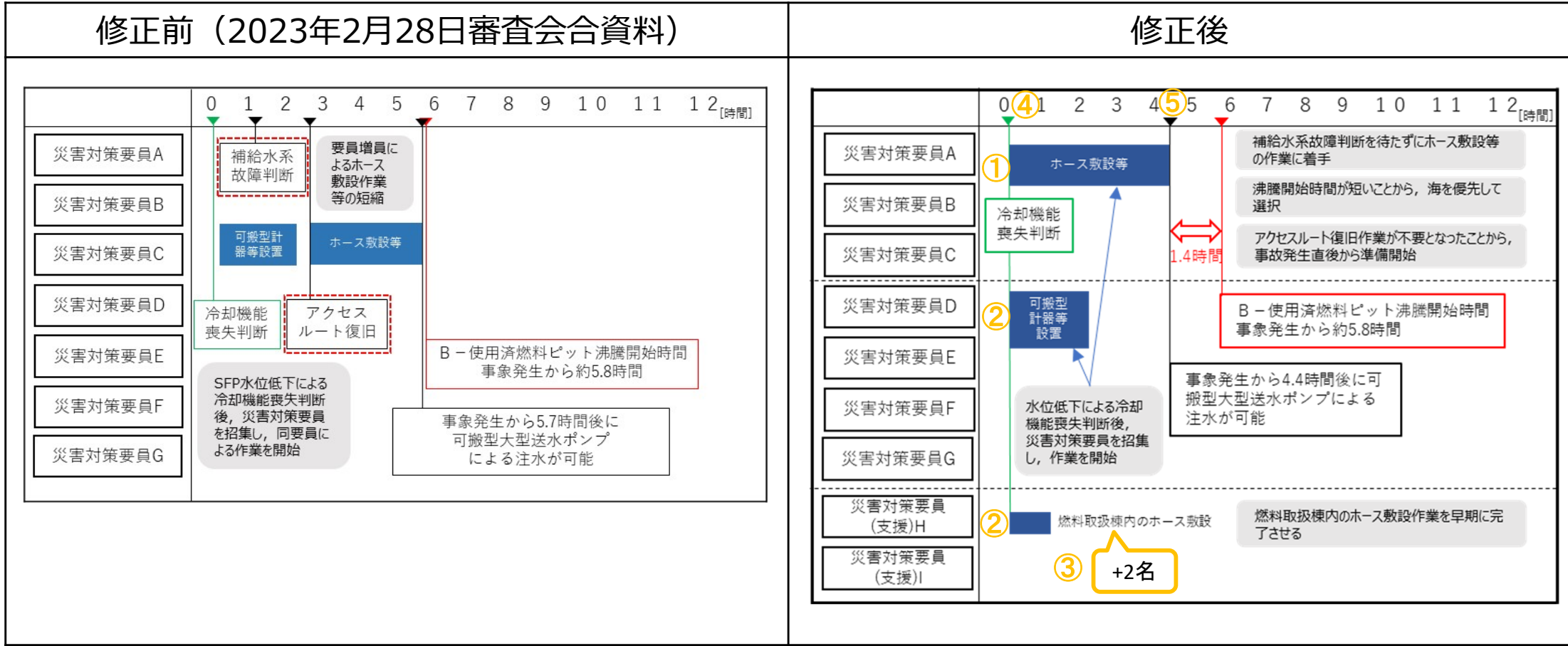
【回答】

- 有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における使用済燃料ピット水が100℃に到達する時間に対しては、片ピットのみで評価する等の保守的な評価に基づく時間であるとともに、可搬型大型送水ポンプ車による海水注水準備完了時間は訓練実績に余裕を見た想定時間を保守的に設定した時間であることから、余裕時間は少ないもののスロッシング等を踏まえても妥当であると考えていた。
- 先行審査実績を踏まえると、使用済燃料ピットが100℃に到達する時間に対する注水準備完了時間に更なる余裕の確保が必要であると認識し、以下の対応を実施することとした。その結果、想定事故1における余裕時間は、これまでの約0.9時間から約2.2時間に、また、想定事故2における余裕時間は、これまでの約0.1時間から約1.4時間になった。
 - 泊3号炉は、先行プラントと比較し、使用済燃料ピット水温が100℃に到達するまでの時間が短いことから、使用済燃料ピット補給水系故障判断を待たず、災害対策要員により可搬型大型送水ポンプ車等の準備を開始する。
 - 上記準備と並行して、運転員にて常設設備による淡水の注水準備を行い、これらの手段が使用できない場合に可搬型大型送水ポンプ車により海水を注水する。
 - アクセスルート復旧作業を想定していた51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについて、道路の拡幅を行うことにより周辺斜面の崩壊を考慮しても可搬型設備の運搬に必要な道路幅を確保し、アクセスルート復旧作業を不要としたことから、手順着手の判断後、速やかに注水準備を開始する。
 - 使用済燃料ピット水温が可能な限り低い状況で燃料取扱棟内のホース敷設作業を完了できるよう、災害対策要員(支援)^{※1}2名を増員した。

※1 災害対策要員(支援)を含めた発電所に常駐している要員の体制図(5ページ)

審査会合での指摘事項に対する回答

指摘事項 230228-6 (2 / 3)

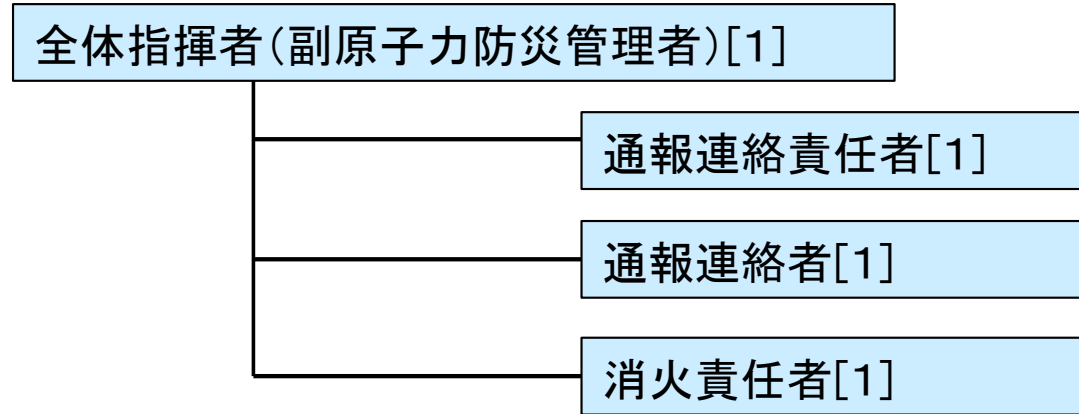


<変更後の運用>

- ① 使用済燃料ピット補給水系故障判断を待たずにホース敷設等（可搬型大型送水ポンプ車の準備を含む）の作業に着手する。
- ② 燃料取扱棟内において、可搬型計器等の設置とホース敷設等の注水準備を上記作業と並行で行う。
- ③ 燃料取扱棟内のホース敷設作業は、増員した災害対策要員(支援) 2名により実施し、ホース敷設等（可搬型大型送水ポンプ車の準備を含む）の作業と並行して行うことで、注水準備にかかる時間を短縮する。なお、当該作業は、事象発生から1時間15分後に完了する。
- ④ 可搬型大型送水ポンプ車の水源は海を優先して使用する手順とすることで、水源選択に係る時間のロスを減らし、使用済燃料ピット冷却機能喪失判断直後から注水準備を開始する。
- ⑤ ホース敷設等（可搬型大型送水ポンプ車の準備を含む）の要員が6名から3名となるため当該作業の準備時間は延びるが、他の作業を並行して実施する等の見直しにより、合計時間は短縮され事象発生から4.4時間後に注水準備が完了する。

●発電所に常駐している要員

災害対策本部要員[4]



1, 2号炉
運転員[3]

3号炉
運転員※1
[6]

災害対策要員※1
※運転支援等[7]
※がれき撤去[2]
※燃料補給[2]

災害対策要員
(支援)[15]

- ・緊急時対策所設備に係る活動
- ・可搬型モニタリング設備の設置

消火要員[8]

※1: 発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。

【指摘事項】(第1118回審査会合(令和5年2月28日)「想定事故1、2」) 230228-7

事象発生3時間以降に必要な参集要員2名に対して、発電所構外から参集可能な要員が2名としていることについて、先行審査実績を踏まえて不測の事態も考慮し、必要な要員の評価の妥当性を検討し説明すること。東海第二の場合は、「事象発生2時間以降に必要な参集要員は2名であり、発電所構外から2時間以内に参集可能な要員の72名で確保可能である。」としている。

【回答】

- 泊3号炉では、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機への燃料補給が必要となる時間が約6時間であり、ある程度時間余裕があることから、参集要員にて燃料補給要員を確保する方針としていた。
- 燃料補給活動にあたっては、当初、屋外のアクセスルートの復旧(2時間40分)を想定する必要があるため、この時間は燃料補給活動ができない待機時間となるため、この時間内に十分余裕を持って参集可能な宮丘地区に専属要員2名を配置することで、燃料補給活動に支障がないと判断したものである。
- しかしながら、非常時の構外からの参集には外部要因等による不確実性を想定することも必要であると改めて認識し、より確実な対応が求められる燃料補給要員は、参集させるよりも常駐化する方が妥当であると判断したことから、先行審査実績も踏まえ、燃料補給活動に必要な要員2名を発電所内に常時確保する方針とする。なお、燃料補給要員を発電所内に常時確保する体制については、女川2号炉と同様である。
- また、アクセスルート復旧作業を想定していた51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについては、道路の拡幅を行うことにより周辺斜面の崩壊を考慮しても可搬型設備の運搬に必要な道路幅を確保するため、アクセスルート復旧作業が不要となったことから、事象発生直後から作業開始可能であり、要員常駐化と相まって当作業の確実性はより増したものと考えられる。

修正前 (2022年12月6日審査会合資料)

災害対策本部要員[3]

全体指揮者(副原子力防災管理者)※1[1]

通報連絡者[2]

1, 2号炉
運転員[3]

3号炉
運転員※2
[6]

災害対策要員
(運転支援等)[7]
(ガレキ撤去)[2]

災害対策要員
(支援)[15]

・緊急時対策設備に係る活動
・可搬型モニタリング設備の設置

消火要員[8]

※1:副原子力防災管理者である全体指揮者は、通報連絡、消火活動等の責任者として原子力防災組織の統括管理を行う。

※2:発電所対策本部が構築されるまでの間、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。

修正後

災害対策本部要員[4]

全体指揮者(副原子力防災管理者)[1]

通報連絡責任者[1]

通報連絡者[1]

消火責任者[1]

1, 2号炉
運転員[3]

3号炉
運転員※1
[6]

災害対策要員※1
※運転支援等[7]
※がれき撤去[2]
※燃料補給[2]

災害対策要員
(支援)[15]

・緊急時対策設備に係る活動
・可搬型モニタリング設備の設置

消火要員[8]

※1:発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。

- ・燃料補給を行う災害対策要員 2 名を発電所内に常駐する要員として確保する。

<自主的な体制変更(更なる体制の強化)>

- ・通報連絡者 2 名のうち、1 名を通報連絡責任者とし、副原子力防災管理者である全体指揮者の負担軽減を図る。
- ・初期消火活動を行う消火要員を指揮するため、消火責任者を発電所内に常駐する要員として確保する。

【指摘事項】(第1118回審査会合(令和5年2月28日)「想定事故1、2」) 230228-5

可搬型大型送水ポンプ車の燃料評価を間欠運転にしていることについて、先行審査実績を踏まえ、発電所内に保有している燃料が十分あることを説明すること。島根2号炉の場合は、燃料プールスプレイ系(可搬型スプレイノズル)による燃料プールへの注水に係る燃料評価について、保守的に事象発生直後からの大容量送水車の運転を想定し、7日間の運転継続に必要な軽油量を評価している。

【回答】

- 先行審査実績を踏まえ、以下の通り評価を見直す。
 - 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水に係る燃料評価について、間欠運転から定格流量かつ連続運転を想定した評価とする。(変更内容①)
 - 緊急時対策所への電源供給に係る燃料評価について、緊急時対策所用発電機の負荷を、実際の想定負荷運転から定格とする評価とする。(変更内容②)
- 上記に加えて、ディーゼル発電機による電源供給燃料消費量を考慮しても、発電所内に保有している燃料に余裕を有するよう、50kL程度の燃料タンク(SA)を新規に設置する。(変更内容③)

修正前 (2023年2月28日審査会合資料)

【想定事故 1 の記載】

b. 燃料

ディーゼル発電機による電源供給については、事象発生後 7 日間最大負荷で運転した場合、約527.1kLの軽油が必要となる。

緊急時対策所への電源供給については、保守的に事象発生直後から緊急時対策所用発電機を連続運転とした場合、7日間の運転継続に約7.4kLの軽油が必要となる。

可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水については、事象発生直後から使用済燃料ピット水が蒸発を開始すると想定し、使用済燃料ピット水位を維持するよう可搬型大型送水ポンプ車で間欠的に必要流量で注水した場合、7日間の運転継続に約5.0kLの軽油が必要となる。

ディーゼル発電機燃料油貯油槽にて約540kLの軽油を保有していることから、

ディーゼル発電機による電源供給、緊急時対策所への電源供給及び可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水について、7日間の継続が可能である(合計使用量約539.5kL)。

修正後

【想定事故 1 の記載】

b. 燃料

ディーゼル発電機による電源供給については、事象発生後 7 日間最大負荷で運転した場合、約527.1kLの軽油が必要となる。

緊急時対策所への電源供給については、保守的に事象発生直後から緊急時対策所用発電機を連続運転とした場合、7日間の運転継続に約20.9kLの軽油が必要となる。(変更内容②)

可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水については、保守的に事象発生直後から可搬型大型送水ポンプ車を連続的に定格流量で運転するとした場合、7日間の運転継続に約12.5kLの軽油が必要となる。(変更内容①)

ディーゼル発電機燃料油貯油槽(約540kL)及び燃料タンク(SA)(約50kL)にて合計約590kLの軽油を保有することから、(変更内容③)

ディーゼル発電機による電源供給、緊急時対策所への電源供給及び可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの海水注水について、7日間の継続が可能である(合計使用量約560.5kL)。